

## 第4回住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会議事要旨

1 日時 平成17年7月13日(水)15時00分から17時30分

2 場所 中央合同庁舎第2号館総務省議室

3 出席者(敬称略)

堀部政男座長(中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授)、縣忠明(産経新聞東京本社論説委員室論説委員)、荒川満(東京都総務局行政部長)、飯田政之(読売新聞東京本社論説委員)、稲葉馨(東北大学大学院法学研究科教授)、宇賀克也(東京大学大学院法学政治学研究科教授)、片木淳(早稲田大学大学院公共経営研究科教授)、北村龍行(毎日新聞社論説室論説委員)、清原慶子(三鷹市長)、小牧次郎(全国市区選挙管理委員会連合会副会長)、中田宏(横浜市長)、岩網敏雄(千葉市選挙管理委員会委員長)

4 議題

ヒアリング

5 議事の概要

- (1) 松本大臣政務官挨拶
- (2) 座長からメンバーの出欠について説明があった。
- (3) 事務局から、ヒアリング出席者について説明があり、その後、各団体からのヒアリングが行われた。主な意見等は以下のとおり。

○社団法人全国学習塾協会

- ・ 協会会員の多くは、自塾・自社の宣伝のため、住民基本台帳の閲覧により取得した名簿をもとにDMを発送している。
- ・ 個人情報保護の取組については、協会が定めた「個人情報の保護に関するガイドライン」の周知徹底を図るなど積極的に活動を続けている。
- ・ DM発送は多くの学習塾にとって効果的な宣伝方法であり、折り込みチラシを利用する場合には高額な費用がかかる。また、住民基本台帳の閲覧制度が利用できなくなると、違法名簿が横行したり、DM用名簿の流通単価が押し上げられ、経済的な負担が大きくなる可能性が考えられる。
- ・ 閲覧制度を存続していただきたいというのが切なる要望である。個人情報保護の観点から、閲覧申請時に取得理由書を提出させ、身分証明や取得理由を確認できたものに対し閲覧を認めるような仕組みを考えていただきたい。

#### ○日本商工会議所

- ・ 日本商工会議所の運営小委員会のメンバーである会議所にアンケートした結果によると、商工会議所自身は住民基本台帳の閲覧制度を利用していないが、会員企業の中で閲覧制度を利用していると思われる事業者がいる会議所がほぼ半分くらいある。
- ・ 閲覧制度を廃止した場合、情報提供者、市場調査業者に大きな影響が出る、著しく活動が制限され、ビジネスチャンスの喪失に繋がるという意見が多いが、一方で、個人情報保護の観点から閲覧制度の廃止も必要という意見も相当数あった。
- ・ 閲覧制度を存続させるべきかどうかでは意見が二つに分かれ、存続させるべきとした場合に、閲覧の対象や目的について公共性のあるものなど何らかの制限を加えるべきという意見がほとんどである。
- ・ 選挙人名簿抄本の閲覧制度についても、存続させるべきかどうか意見が半々に分かれ、存続させるべきとした場合に、何らかの条件、制約は課すべきであるという意見がほとんどである。

#### ○日本弁護士連合会

- ・ 公的認証、住民の利便のために行政が住民基本台帳を作成し、その住民の利用のため、閲覧制度について公開の原則が採られてきたことは基本的に理解できる。
- ・ しかし、現行の大量閲覧は、制度の趣旨を逸脱しており、何人にも無条件で大量の個人情報を提供する点で、個人情報取扱いの基本原則に反し、今日では維持すべきでない。そこで、住民基本台帳の基本4情報の閲覧自由の原則を逆転し、原則として閲覧を認めず、例外的に認めるものとすべきである。
- ・ 特定人についての具体的な利害関係・必要性がある場合の閲覧については、住基制度の趣旨から認めるべきである。これは住民票の写しの交付についても同様である。
- ・ 大量閲覧を例外として認める場合のうち、公用目的については、官公署による職務上の請求であることを裏付けをもって確認できる場合にのみ認めるべきである。公益性の高い統計調査の対象者の抽出については、主体による区別は相当でなく、目的の正当性、公益性について個人情報保護審議会に諮問するなどの方法が考えられる。DM送付については、法律制定時に予想されていなかったことなどから、基本的に閲覧を認めるべきでない。
- ・ 住基事務が自治事務であることからすれば、すべて法律で決めるのではなく各自治体が条例で決めていくという考え方もある。
- ・ 選挙人名簿については、もとより、DMなどの営利目的には、閲覧させるべきものではないが、選挙の公正の担保の側面がある以上、一律に閲覧を禁止すべきではない。

#### ○全国消費者団体連絡会

- ・ 誰でも自由に閲覧できる閲覧制度は、廃止すべきである。その理由は、制度ができた頃と社会状況が変わってきており個人情報保護の観点が重視される現状にあること、無

差別にダイレクトメールが届くなど迷惑行為が氾濫していることなどである。

- ・ ただし、学術研究や世論調査等、公益性の高いものに限定して閲覧を存続させることはやむを得ない。その場合、「学術研究」「世論調査」等の定義を明確にし、使用目的や閲覧情報使用後の報告書の提出を義務付けるなど、目的以外に使用されないような手だてを考えておく必要がある。
- ・ 住民基本台帳については、調査に協力してもよい人のみ、閲覧リストに入るオプトイン方式を導入すべきである。
- ・ 選挙人名簿抄本の閲覧制度については、選挙人名簿の目的通り選挙時の使用に限定し、本人確認以外は全面廃止とするべきである。

#### ○特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

- ・ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度、選挙人名簿の抄本の閲覧制度で閲覧されている情報は、いずれも個人情報保護制度にいう「個人情報」に該当し、その取扱いについては、公的機関の個人情報保護制度が定める原則に準じるべきである。
- ・ 現行の住民基本台帳の閲覧制度については、住民基本台帳法の目的規定を超えて閲覧を認めるものであり廃止し、目的規定の範囲内での閲覧を認めるものとするべきである。目的を超えて閲覧を認める場合については、公的機関の個人情報保護制度でも目的外での外部提供を認めていることから、その範囲に準じて規定を整備するべきである。
- ・ 公用閲覧については、現行制度上、閲覧目的の明示などを免除されているが、公的機関の個人情報保護制度で個人情報を収集・保有する際にその目的をできる限り特定することが義務付けられていることに従い、閲覧請求時に目的の明示を義務付けるべきである。
- ・ 公的機関以外の閲覧については、目的外での外部提供と位置付け、行政機関個人情報保護法の公的機関以外に目的外に外部提供を行う規定に準じた範囲でのみ認めるべきである。そのほか、公的機関に提供するのと同程度の公益性がある閲覧請求も個別に判断して認めるべきである。閲覧を認めた場合は、閲覧目的、閲覧請求者について一定の範囲で情報公開すべきである。
- ・ 個人情報保護制度では、市区町村が保有している個人情報の提供を行う際、提供先には市区町村と同等の適正管理の措置を講じることを求めること、必要に応じて個人情報に使用目的等の条件を付すことを市区町村に求めており、住民基本台帳の閲覧制度についても同様の規定を設けるべき。
- ・ 選挙人名簿の抄本の閲覧制度については、目的・趣旨が選挙人名簿の正確性の確保であることを法で明らかにし、選挙人本人から、あるいは個人を特定した閲覧申出については閲覧を認め、公共目的の世論調査や選挙候補者等による閲覧は認めるべきでない。

(4) 事務局から、5回目以降の検討会の日程について説明があった。

(文責：事務局)